

# 緑化協定書

## (目的)

第1条 この協定は、都市緑地保全法（昭和48年法律第20条第1項）の規定に基づき、第3条に定める区域内に於ける緑化に関する事項を定めることより、当該区域内の緑化を図り、もって別荘地として良好な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

## (名称)

第2条 この協定はロイヤルシティ別府湾杵築リゾート緑化協定（以下「協定」）と称する。

## (協定区域)

第3条 この協定の対象区域（以下「協定区域」という。）は、別添図面に表示する区域とする。（17ページ「協定の区域図」参照）

## (緑化に関する手引き)

第4条 協定区域内の土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権、又は賃貸権を有する者（以下「土地所有者等」という。）はその所有地、又は地上権若しくは賃借権を有する土地に常緑高木を主体に、できるだけ多くの樹木等を植栽するよう努めなければならない。又樹木の選定に当たっては、郷土にふさわしい樹木のうち管理が容易なものを選定するものとしその主なる適木は次のとおりとする。

### 1. 樹木等の種類

あらかし、うめ、おおむらさきつつじ、かいずかいぶき、かなめもち、きんもくせい、くるめつつじ、くすの木、さんごじゅ、さつき、つげ、ひいらぎ、ひらどつつじ、まさき、まき、むくげ、まつ、もっこく、やまもも、ひいらぎもくせい、ねずみもち、きょうちくとう

### 2. 樹木等を植栽する場所

それぞれの敷地の外周部で、つとめて道路、その他公衆がりようする場所から望見できるところとする。

### 3. かき又はさくの構造

かき又はさくを新設する場合は、生垣又は見透しの妨げとならない構造その高さは2.0メートル以下とする。

#### 4. 樹木等の維持管理

- (1) 土地所有者等は、入居まで雑草の除去等、敷地の管理をしなければならない。
- (2) 土地所有者等は、樹木の健全な育成を図るため、剪定整枝及び病虫害の駆除を定期的に行い、その維持管理に努めなければならない。
- (3) 土地所有者は、この協定に基づいて植栽した樹木（生垣の用に供しているものを含む）をみだりに取り除いてはならない。又枯損した場合は枯損した樹木に類似の樹木を捕植するものとする。

#### 5. その他緑化に関する事項

- (1) 建築の際の樹木の伐採については、必要最小限にとどめ、伐採後は植樹に努めること。
- (2) 緑の緩衝帯（巾約 2.0 メートル、17 ページ「協定の区域図」参照）

##### （猶予期間）

第 5 条 樹木等の植栽及び生垣の設置は、土地所有者等の住居等完成後 2 年以内に完了するものとする。

##### （協定の有効期間）

第 6 条 この協定の有効期間は、法第 16 条第 2 項の規定により許可の公告があった日から 10 年間とする。

##### （協定の変更及び廃止）

#### 第 7 条

- (1) 効力が生じた前日において、この協定を変更し、又は廃止しようとする場合は、杵築市長の認可を受けなければならない。
- (2) 効力が生じた日以後において、この協定を変更しようとするときは、土地所有者等全員の合意をもってその旨を定め、杵築市長の認可を受けなければならない。
- (3) 効力が生じた日以後において、この協定を廃止しようとするときは、土地所有者等の過半数の合意をもってその旨を定め、杵築市長の認可を受けなければならない。

##### （協定に違反した場合の措置）

第 8 条 この協定に違反した場合の措置については、次条に定める緑化協定委員会が別にこれを定める。

(緑化協定者会)

第9条

- (1) 効力が生じた日以後においては、この協定の適切な実施をはかるため土地所有者等全員ならびに別荘地管理関係者により構成する緑化協定委員会を設けるものとする。
- (2) 前項の緑化協定委員会の運営については、別に定める。

(所有者の譲渡等の際の措置)

第10条 土地所有者等は、所有者、地上権若しくは借地権を設定したときは、新たに土地所有者等となった者に対し、この協定の内容を詳しく説明するとともに、本協定書の写しを譲りわたさなければならない。

(付 則)

第11条 この協定書は、3部作成し、2部を杵築市長に提出し、1部を緑化協定委員会の委員長が保管し、その写しを全員に配布する。

以 上

# 緑化協定運営委員会規則

## (趣 旨)

第1条 この規則は、ロイヤルシティ別府湾杵築リゾート緑化協定（以下「協定」という）第9条第2項の規定に基づき、協定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営及び議事に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (委員会の組織及び委員の任期)

### 第2条

1. (1) 委員は、建築協定運営委員会の委員が兼務する。
- (2) 委員会には、委員長1名、副委員長1名、会計委員1名を置く。  
ただし、兼任を妨げない。
- (3) 委員長は、委員の互選により定めるものとし、委員会運営のための事務を統轄する
- (4) 副委員長及び会計委員は、委員の中から委員長が委嘱する。
- (5) 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (6) 会計委員は、委員会の経理に関する事務を処理する。
2. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

## (委員の任期)

第3条 委員が辞任しようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。

## (所掌事務)

第4条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (3) 協定により委員会に委任された事項。
- (4) 緑化協定の違反者に対する措置。
- (5) その他協定の実施に関する事項

## (委員会の招集及び議事運営)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

1. 委員長は、委員の4分の1以上の署名による委員会の開催請求があった場合には、委員会を招集しなければならない。
2. 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3. 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4. 前項の場合において、委員長は委員として議決に加わることができない。

(除 付)

第6条 議案について直接利害関係を有する委員は、その議事に加わることができない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、委員会に関係者の出席を求め、説明、又は意見を聞くことができる。

(遵守義務等)

第8条 委員会が所掌事務につき決定するに当たっては、協定の目的にかんがみ、協定者の生活感情をも考慮し、その決定を行わなければならない。

1. 協議のととのった事項については、委員長はその結果をすみやかに杵築市長、又は関係者に報告、又は連絡しなければならない。
2. 委員は、委員会で知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も又同様とする。

(事務処理)

第9条 委員会の事務を処理するため、委員長は当該事務について担当者を委嘱することができる。

(委 任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項については、委員長が委員会の意見を聞いて定める。

(付 則)

第11条 この規則は平成7年5月1日から施行する。

以 上

## 緑化協定運営要綱

第1条 この要綱は、ロイヤルシティ別府湾杵築リゾート協定運営委員会規則第4条の規定に基づき、適正な施工及び管理をするために必要な事項を定めるものとする。

第2条 協定者は、原則として建築物を建築する際、あらかじめ植栽計画図を委員長に提示しなければならない。

1. 委員長は、前項の計画図が提示された場合は、協定事項に適合しているかどうかを確認し、協定者に対し積極的に緑化に努めるように、指導しなければならない。

第3条 この協定に違反した者（以下「違反者」という。）があった場合委員会は違反者に対して相当の猶予期間を定めて協定内容の実現に必要な措置をとるよう文書等をもって申し入れるものとする。

1. 前項の申し入があった場合、違反者はこれに従わなければならない。
2. 違反者が第1項の申し入れに従わない場合、委員会は協定内容の実現を求める訴え等を行なうことができる。
3. 前項の訴え等に要する費用は、違反者の負担とする。

第4条 委員会は必要に応じ樹木の剪定時期、方法、施肥の方法、病虫害駆除方法等、関係機関に意見を求め、協定者全員に回覧等の方法により告知するものとする。

以 上